

事業に関するQ & A

1 内容に関すること

Q 1 出産応援ギフト・子育て応援ギフトとは。

A 妊娠届や出生届を提出した妊産婦等に対し、出産や育児の見通しを一緒に立てるための面談（伴走型相談支援）の終了後に、妊娠期・出産後それぞれ応援ギフトを給付します。

富山市のギフト内容は下記のとおりです。

- （１）出産応援ギフト 現金 5 万円（振込）
- （２）子育て応援ギフト 子ども 1 人につき、現金 5 万円（振込）

Q 2 伴走型相談支援とは。

A すべての妊婦・子育て家庭に対し、妊娠届出時や妊娠 8 か月頃、さらには出生届出後に、アンケートを活用しつつ、出産・育児等の見通しを一緒に確認する面談を実施し、その後もスマートフォン等へプッシュ型で子育て情報等を届けます。

また、相談の随時受付等を継続実施すること通じ、関係機関とも情報共有しながら、産後ケアや育児サービスなどの必要な支援につなぎます。

Q 3 面談等の実施場所はどこですか。

A （１）妊娠届出時・出生届出後

お住まいの地区を担当している保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）などです。

（２）妊娠 8 か月時

妊娠 8 か月時のアンケートで、面談の希望を確認します。

面談の希望がある方は、お住まいの地区を担当している保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）または、まちなか総合ケアセンターで面談いたします。

Q 4 面談の時期はいつですか。

- A (1) 出産応援ギフト
妊娠届出時等になります。
- (2) 子育て応援ギフト
出生届出の翌月下旬から翌々月上旬頃に、面談のご案内を郵送します。
出産後概ね4か月以内の面談をお願いしています。

2 申請に関すること

Q 5 出産・子育て応援ギフトの対象者を教えてください。

- A 対象者は下記のとおりです。
- (1) 出産応援ギフト
令和5年3月1日以降に妊娠届出をされ、面談を受けた妊婦
※ 5万円を給付。
※ 流産・死産された方、人工妊娠中絶をした方も含む。
※ 妊娠中に富山市へ転入し、前自治体で給付を受けていない妊婦
も含む。
- (2) 子育て応援ギフト
令和5年3月1日以降に出生届出をされ、面談を受けた養育者（産婦等）
※ お子さん1人につき、5万円を給付。

Q 6 妊娠届出を代理人が行った場合は、ギフトの対象になりますか。

- A 出産応援ギフトは、面談を受けた妊婦が対象となります。
そのため、代理人が妊娠届出を行った場合は、後日改めて妊婦の方と面談を
行うことで対象となります。

Q 7 出産応援ギフトの申請方法を教えてください。

- A 申請は、「富山県電子申請サービス」を利用したオンライン申請です。
「富山県電子申請サービス」のQRコードを読み込み、必要事項や振込口座等
を入力いただきます。お手元に本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード
等の写し）、口座確認書類（振込口座の通帳の見開きページの写しやキャッシュ
カード）を準備してください。

申請に必要なQRコードは、妊娠届出時の面談の際、保健福祉センター等でお渡しします。

スマートフォン等をお持ちではない場合は、保健福祉センター等の窓口で必要書類をお渡しします。申請書に記入後、本人確認書類等と合わせてこども健康課へ郵送してください。

Q 8 子育て応援ギフトの申請方法を教えてください。

A 申請は、「富山県電子申請サービス」を利用したオンライン申請です。

「富山県電子申請サービス」のQRコードを読み込み、必要事項や振込口座等を入力いただきます。お手元に本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等の写し）、口座確認書類（振込口座の通帳の見開きページの写しやキャッシュカード）を準備してください。

申請に必要なQRコードは、出生届出後の面談の際、保健福祉センター等でお渡しします。

スマートフォン等をお持ちではない場合は、保健福祉センター等の窓口で必要書類をお渡しします。申請書に記入後、本人確認書類等と合わせてこども健康課へ郵送してください。

Q 9 ギフトの申請に、面談は必ず必要ですか。

A 原則、面談後の申請となります。

ただし、ギフトの申請前に対象のお子さんが亡くなった場合、面談は任意とします。

Q10 ギフトの申請締切はいつですか。

A （1）出産応援ギフト

面談を受けてから、概ね1か月以内の申請をお願いしています。

原則、出産後は申請不可です。

（2）子育て応援ギフト

面談を受けてから、概ね1か月以内の申請をお願いしています。

※給付は、3歳未満まで可。

Q11 令和5年3月1日以降、富山市に妊娠届出をしました。その後流産しましたが、出産応援ギフトの給付対象になりますか。

A 妊娠届出時に面談を行っているため、出産応援ギフト（5万円）は対象となります。

Q12 令和5年3月1日以降に出産し、その後母親が亡くなりました。母親以外の家族が児を養育していた場合、給付の対象になりますか。

A 子育て応援ギフトの対象になります。
現在お子さんを養育している方（父親等）が面談に来ていただき、申請してください。

Q13 ネット銀行の場合、口座確認書類の提出は不要ですか。

A 金融機関ホームページ等で口座情報が記載された画面をコピーし、添付してください。口座番号、名義等の記載がある場合はキャッシュカードでも大丈夫です。口座確認書類がない場合は、申請が受理できません。

Q14 DVにより、富山市に避難して生活しています。対象となりますか。

A DVを理由に避難している方については、現在の居住地（富山市）に住民票を異動していない場合でも、面談やアンケート回答等の給付要件を満たすことで、富山市の給付対象となります。

このような方は、こども健康課へご相談ください。相談をお受けした後、申請方法についてご案内します。

Q15 DVにより、富山市外へ避難して生活しています。対象となりますか。

A DVを理由に他自治体へ避難している場合は、避難先の自治体または、こども健康課へご相談ください。

避難先で面談やアンケート回答等を受けていただくことで、避難先自治体の給付対象となります。

3 給付に関すること

Q16 ギフトの支給時期はいつですか。

A 申請を受理後、本人確認及び口座確認をします。不備等がなければ、申請月の翌月を予定しています。また給付が決定した時点で、富山市出産・子育て応援事業給付決定通知書を郵送します。

Q17 申請者（妊産婦）とは別の口座（例：夫）に振込はできますか。

A 振込口座は、原則として申請者名義の口座に限ります。やむを得ず、代理人の口座への振込を希望する場合は、委任状の提出が必要となります。この場合は、こども健康課までお問い合わせください。

Q18 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q19 外国籍ですが、対象になりますか。

A 日本国籍を有する方と同様の要件を満たせば、対象になります。

* このQ－Aは、令和5年9月28日時点のものです。
今後、追記・修正があれば、随時差し替えいたします。